

# 社団法人 大阪金属プレス工業会

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人大阪金属プレス工業会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市天王寺区上本町5丁目5番15号に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、金属プレス業界の公害及び労働災害の防止に努め、業界の近代化をはかることにより、住民の健康と労働者の安全確保に貢献し、地域産業の発展に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、大阪府下において次の事業を行う。

- (1) 公害防止に関する事業
- (2) 労働安全衛生対策に関する事業
- (3) 企業の高度化及び生産技術向上に関する調査、研究
- (4) 関連産業との研修会及び情報の交換
- (5) 各種資料の収集
- (6) 官公庁等に対する建議
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業

### 第2章 会 員

#### (種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 金属プレス加工を行う金属製品製造業者
- (2) 賛助会員 (1)以外の者で本会の主旨に賛同する個人又は法人及びその団体
- (3) 特別会員 完成品メーカーで金属プレス加工及びその関連部品を外注している大企業

#### (入 会)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (会 費)

第7条 会員は、総会において定めた入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (退 会)

第8条 この法人の会員は、会長に届け出て退会することができる。

2 この法人の会員は、次の各号の1に該当するときは退会したものとみなす。

(1) 死亡若しくは解散又はこれに類する事実の生じたとき。

(2) 会費を6ヶ月以上納入しないとき。

3 会員は退会により本会に対する権利を失い、同時に義務を免かれる。但し、未納の会費については納入しなければならない。

#### (除 名)

第9条 会員に、この法人の名誉を毀損し、又はこの定款に反するような行為のあったときは、総会の議決により除名することができる。

#### (抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他抛出金品は返還しないものとする。

### 第3章 役員及び顧問

#### (種 別)

第11条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 20人以上25人以内（但し1人を会長、3人を副会長とする。）

(2) 監事 2人

2 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。但し、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては1人、監事にあっては1人を正会員以外の者から選出することを妨げない。

尚、理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

(職 務)

- 第12条 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 2 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めたところにしが、その職務を代理し、又は代行する。
  - 4 監事は民法第59条の職務を行う。

(任 期)

- 第13条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠役員（定数の増加に伴う場合の補充役員を含む）の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第14条 役員に役員としてふさわしくない行為のあったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧 問)

- 第15条 この法人は顧問をおくことができる。
- (1) 顧問は本会に功労のあったもの又は学識経験者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。
  - (2) 顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して本会の運営に関し意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種 別)

- 第16条 会議は総会及び理事会とする。
- 2 総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構 成)

- 第17条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

- 第18条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 収支予算及び事業計画の決定
  - (2) 収支決算報告及び事業報告の承認
  - (3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
  - (4) その他この法人の運営に関する重大な事項
- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招 集)

- 第19条 通常総会は、毎会計年度終了後2月以内に会長が召集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して会長に請求があったときは1月以内に会長が召集する。
  - 3 理事会は必要とき会長が召集する。
  - 4 会議を召集するには会議を構成する会員又は理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

- 第20条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第21条 会議は、これを構成する正会員又は理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第22条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いて出席正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 資産及び会計

### (書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前2項の場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

### (緊急議決)

第24条 総会においては出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く）が会員の半数以上であり、且つ出席した会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第19条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

### (議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催通知の月日
- (2) 開会の日時、場所
- (3) 会員又は理事の現在数
- (4) 会議に出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）又は理事の氏名（書面表決者を含む）
- (5) 議決事項
- (6) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

### (資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第27条 この法人の資産は、会長が管理しその方法は理事会の議決による。

### (経費の支弁)

第28条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (予算及び決算)

第29条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が理事会の議決を経てこれを作成し、総会の承認をうけたのち当該事業年度開始後3カ月以内に大阪府知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により収支予算が成立するまでの間においては、理事会の定めるところにより、前事業年度の例により収支を行うことを妨げないものとする。
- 3 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が理事会の議決を経て作成したのち監事の監査をうけて通常総会に提出してその承認をうけ、且つ当該事業年度終了後、大阪府知事に提出しなければならない。

### (会計年度)

第30条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第31条 この定款は、総会において、会員の4分の3以上の同意を経て大阪府知事の許可をえなければ、変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は総会員の4分の3以上の同意をえなければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、大阪府知事の許可をえて、この法人と類似の目的をもつ、他の公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

### (委 任)

第33条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 付 則

1. 昭和51年5月17日付 大阪府知事 設立許可
2. 昭和51年6月 8日付 大阪法務局 設立登記完了
3. 昭和54年7月 5日付 大阪府知事 定款第11条変更許可
4. 昭和56年6月11日付 大阪府知事 定款第11条変更認可
5. 昭和58年6月 7日付 大阪府知事 定款第2条変更認可
6. 平成17年6月20日付 大阪府知事 定款第11条変更認可
7. 平成19年6月 6日付 大阪府知事 定款第2条変更認可

定 款

社団法人大阪金属プレス工業会

〒543-0001

大阪市天王寺区上本町5丁目5番15号 東海ビル上本町202号室

TEL 06-6762-8629 FAX 06-6762-7633